



平成27年5月14日

各位

会社名 **株式会社テクノアソシエ**
代表者名 代表取締役社長 新宮 壽人
(コード番号 8249 東証第二部)
問合せ先 人事総務部担当部長 渡辺 俊裕
(TEL 06-6459-2101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日開催予定の当社第86期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に第25条(取締役の責任限定)を新設し、現行定款第30条(社外監査役の責任限定)の一部を変更するとともに、現行定款第25条以下の条文を1条ずつ繰り下げるものであります。なお、定款第25条(取締役の責任限定)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更のない条文についてはその記載を省略しております。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第24条 <省略> <新設>	第1条～第24条 <現行どおり> <u>第25条(取締役の責任限定)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であることを除く。)</u> との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、 <u>同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第25条～第29条 <省略> 第30条(社外監査役の責任限定) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	第26条第30条 <現行どおり> 第31条(監査役の責任限定) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第31条～第34条 <省略>	第32条～第35条 <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月18日
定款変更の効力発生日	平成27年6月18日

以上